平成２７年（フ）第３７８４号
大阪府豊中市北条町１丁目33番11号　201号、前住所大阪府吹田市江坂町１丁目13番38―601号
破産者　河塚電気こと　河塚　敏信
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８４９号
大阪府豊中市服部西町３丁目12番３号
破産者　亀田　俊哉
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８８１号
大阪市西淀川区姫島２－８―16
破産者　川合　章記
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９４３号
大阪府枚方市山之上西町35番20―503号、開始決定時の住所大阪府寝屋川市田井町34番５号
破産者　植　　俊一
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９７１号
大阪市東成区中道２丁目20番６号
破産者　吉川英治こと　ＹＡＮＧ　ＹＯＮＧＣＨＩ　梁　　英治
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０５号
堺市南区豊田1168番地
破産者　近畿コートこと　道阪　政雄
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５６６号
大阪府大阪狭山市狭山５丁目2213番地の６―１―205号
破産者　福元　　大
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７８９号
大阪府羽曳野市南古市２丁目15番７号
破産者　柳田工務店こと　柳田　文義
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２３１号
奈良県香芝市関屋北７丁目28番16号
破産者　森口　成子
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
奈良県橿原市木原町51番地の３　ピュアコート八木212、前住所奈良県橿原市中曽司町726番地の３
破産者　森島　　健
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１８８号
奈良県香芝市西真美１丁目27番地１
破産者　菊池　昭一
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２０９号
奈良県北葛城郡河合町池部３丁目15番５号ファイングランディ202号、前住所奈良県北葛城郡河合町大字池部151番地２
破産者　藤本　恵三
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
広島市東区矢賀１丁目５番40号、申立時の住所広島市西区己斐上３丁目３番42―301号
破産者　田中　宏和
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２２号
広島市佐伯区五日市１丁目５番29―５号
破産者　はなロマン夢義塾こと　込山　　衞
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５６９号
広島市西区三滝本町１丁目17番７号
破産者　音楽スタジオコンチェルトこと　渡邊　朋子
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５７号
福岡県久留米市長門石町589番地１
破産者　宮田　剛朗
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第８９号
福岡県久留米市田主丸町志塚島944番地５ストロベリーハイツ郷原104号、前住所福岡県うきは市浮羽町山北783番地71
破産者　岩橋　泰之
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２００号
北九州市門司区風師２丁目９番30号
破産者　橋本　隆志
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部